



令和元年 12月2日(月)
社会福祉法人中央共同募金会

地域歳末たすけあい運動がはじまりました

新たな年を迎える時期に、社会的孤立や生活困窮の課題を抱えた方々
自然災害により被災した方々への支援に

今年も、12月1日(日)から、地域歳末たすけあい運動がスタートしました。

スローガンは、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」。この運動は、共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア・NPO団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、**新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう**、住民の参加や理解を得て多様な福祉活動を展開するものです。

●実施期間 令和元年年12月1日(日)～12月31日(火)

●重点支援対象

- ・ 社会的孤立や経済的困窮の状態にある方々
- ・ 虐待、権利侵害など今日的な生活課題を抱えた方々
- ・ 自然災害により被災した方々

●主な取り組み内容例

生活困窮者への食糧支援等 (綾部市社会福祉協議会・京都府)

食べるものがない、ライフラインが止まっているなど緊急に生活支援を必要とされる場合に、公的な社会資源あるいは給料、年金までのつなぎとして食料支援や生活用品貸与を行うための「ライフラインバンク」の整備を進めています。

昨年は「体調を崩した、家族ともめた、支払いが遅れたなど、ちょっとしたことがきっかけで、これまでのように生活がまわらなくなり、一人で解決しようとしている間に問題が複雑化してしまった」「相談窓口はあってもどこに相談したらいいかわからない」という声を元に、相談窓口を紹介する取り組み等を行いました。

今年も、生活や仕事など様々な困りごとに寄り添いながらサポートをしていきます。



生活困窮者への緊急小口資金の貸付（和歌山県・みなべ町社会福祉協議会）

暮らし何でも相談などから、生活に困窮している方に緊急資金（上限3万円）を貸し付ける事業を行っています。この資金の貸付の対象者は、みなべ町に住所を有する生活保護世帯を除く低所得世帯、老人世帯、母子世帯及び、これらに準ずる要保護世帯で、災害、疾病、就業その他窮迫した事情により、真に緊急出費を必要とし、他から資金の融資を受けることの困難な方が対象です。

この事業は民生委員の協力のもと実施しており、みなべ町の生活困窮者支援の一端を担っています。このたび歳末たすけあいで助成を頂き感謝しています。



●協力方法

- ・ 郵便振替（郵便局から、振替手数料無料で送金いただけます。）
 - ・ 共同募金会窓口を持参（市町村ごとに窓口があります。）
- 詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

●地域歳末たすけあい運動 ホームページ

<https://www.akaihane.or.jp/saimatsu/>

●問い合わせ先

社会福祉法人中央共同募金会 運動推進部

TEL 03-3581-3846

Mail info@c.akaihane.or.jp